

法務省民二第3486号

平成24年12月14日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

農地法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

農地法施行規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第60号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、施行されましたが、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、昭和43年3月2日付け民事（三）第170号法務省民事局第三課長回答及び昭和52年12月27日付け民三第6278号法務省民事局第三課長回答は、本通達により変更されたものとして、了知願います。

記

改正省令により、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第15条第5号の規定が改正され、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の制限の対象の例外を定める同項ただし書、第16号に規定する農林水産省令で定める場合として、「相続人に対する特定遺贈」が加えられた。

したがって、相続人を受遺者とする農地又は採草放牧地の特定遺贈による所有権の移転の登記については、添付情報として、農業委員会の許可を受けたことを証する情報の提供をすることを要せず、登記原因の日付は、民法（明治29年法律第89号）第985条の規定により当該特定遺贈の効力が生じた日となる。